

規制改革等3か年計画2005 ～ 「証券」関係

制度調査部
堀内勇世

規制改革等3か年計画2005～金融関係編3

【要約】

平成17年(2005年)3月25日、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」が閣議決定された。

これは、今後の規制改革などの方向を示すものである。

「証券」の項目を引用する。

1. 3か年計画(改定)の閣議決定

平成17年(2005年)3月25日、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(注1)が閣議決定された。これは、平成16年(2004年)3月19日に閣議決定された「規制改革推進・民間開放推進3か年計画」(注2)を、「規制改革・民間開放推進会議」での審議結果等を踏まえて、見直したものである。

この「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」は、今後の規制改革などの方向を示すものである。

ここでは、参考までに「措置事項」の「7 金融関係」の中の「ウ 証券」の項目を引用する(注3)。

(注1) 「規制改革・民間開放推進会議」の次のHP参照

<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/2004/0325/index.html>

(注2) 内閣府の次のHP参照。

<http://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/040319/index.html>

(注3) 「ア 銀行」「イ 協同組織金融機関」については以下のレポート参照。

「規制改革等3か年計画2005～『銀行』関係」(堀内勇世、2005.3.29作成)

「規制改革等3か年計画2005～協同組織金融機関関係」(堀内勇世、2005.3.29作成)

2. 「規制改革・民間開放推進会議」とは

平成13年(2001年)4月以降、規制改革の推進にあたり重要な役割を果たしてきた「総合規制改革会議」は、平成16年(2004年)3月をもって終了した。しかしながら、それ以降も規制改革を推進する必要性があった。そこで、平成16年4月、内閣総理大臣の諮問に応じ、民間有識者13名から構成される「規制改革・民間開放推進会議」が内閣府に設置され、より一層の規制改革のため活動している。なお設置期間は、平成19年(2007年)3月31日までとされている。

3. 「証券」の項目

「ウ 証券」の項目を引用する。なお、編集の関係で、省略等の処理を行っている。

事項名	措置内容	実施予定次期		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
1. 金融サービス（投資） 法制的横断化 （金融庁）	現在の証券取引法を改組して、銀行取引・保険取引以外の分野（＝資本市場分野）を横断的にカバーできる投資者保護法制（投資サービス法〔仮称〕）を構築する。		逐次結論・措置	
2. 証券決済の基盤整備の ための国際私法上の手 当て （法務省）	間接保有証券取引の準拠法に関する条約の成立を踏まえ、証券担保等の準拠法は、証券が物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン（証券を保管する業者）等の所在地の法によるとするなど、法例の特別規定を設けることについて引き続き法制審議会において検討し、結論を得る。	検討	17 年度以降引続き検討・結論	
3. 信託受益権の有価証券 化及び振替制度の対象 化 （法務省・金融庁）	信託受益権を有価証券として取り扱うことについて、現行法制化における種々の問題点の把握や分析を行った上で、平成 17 年度中に所要の結論を得る。		検討・結論	
	また、仮に、信託受益権を有価証券として取り扱うことが可能であるとされた場合においては、振替制度の対象とすることについて速やかに検討を開始し、所要の結論を得る。	17 年度以降検討・結論		
4. 有価証券指数先物取引 の対象有価証券の範囲 拡大 （金融庁）	株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加えることについて、有価証券市場において問題がないことを確認の上、関係法令の改正を 17 年中に実施する。		措置	

<p>5. 証券取引法における「子法人等」の定義の改正 (金融庁)</p>	<p>証券取引法における「子法人等」等と他法令における「子会社」等の定義の相違については、それぞれの規制の趣旨等を踏まえて検討し、平成 17 年度中に結論を得る。 【金融機関の証券業務に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成 16 年内閣府令第 92 号)】</p>	<p>一部措置済 (12月施行)</p>	<p>検討・結論</p>	
<p>6. 証券会社口座における株式配当金の受領について (金融庁)</p>	<p>証券会社の付随業務に自社顧客の株式配当金の代理受領業務が含まれると解釈することを明確にする。</p>	<p>措置済(12月)</p>		
<p>7. 外国証券会社の取引に係る規制の見直し (金融庁)</p>	<p>外国証券会社の親企業等からの注文に係る「取引一任勘定取引の禁止」については、海外関連会社のための取引に限定した上で、注文の4要素(売買の別、銘柄、価格、数)の全てについて証券会社が定めることを可能とすることについて結論を得、所要の措置を講ずる。 【証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成 16 年内閣府令第 55 号)】</p>	<p>措置済(6月施行)</p>		
<p>8. 公開買付けの適用除外範囲の拡大 (金融庁)</p>	<p>「3分の1ルール(強制的公開買付制度)」において適用除外としている「総株主の議決権の100分の50以上」基準については、公開買付者の自己名義で所有している株券等に係る議決権だけでなく、公開買付者とその特別関係者が所有する株券等に係る議決権により判断するものとし、所要の措置を講ずる。 【証券取引法施行令の一部を改正する政令(平成 16 年政令第 354 号)】</p>	<p>措置済(12月施行)</p>		
<p>9. 証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大 (金融庁)</p>	<p>事業会社の適格機関投資家要件を緩和すること及び個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることについて、これまでに実施した措置による対象拡大の実情等を評価した上で検討を行う。</p>		<p>検討</p>	

10. 適格機関投資家の申請手続の緩和 (金融庁)	<p>適格機関投資家に係る届出期間を現行の年1回(7月)から年2回(7月及び1月)とするとともに、適格機関投資家である期間を現行の1年間から2年間とし、所要の措置を講ずる。</p> <p>【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】</p> <p>更なる届出期間の見直しについては、本措置後の適格機関投資家に係る届出の動向や適格機関投資家になることを希望する者のニーズ等を踏まえ、平成17年度以降に検討する。</p>	措置済(12月施行)		
11. 有価証券の私募に関する規制の見直し (金融庁)	<p>a 少数私募及びプロ私募の社債の券面記載要件について、転売制限等の制限を券面自体に記載するのではなく、別の書面によって譲渡制限を通知する等の代替手段も可能とするよう、所要の措置を講ずる。</p> <p>【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】</p> <p>b 証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)で定める「同一種類のほかの有価証券」の定義を改正して、私募の要件を満たしているか否かを判断する際の通算の対象となる有価証券の範囲を明確化する。</p> <p>【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】</p>	措置済(12月施行)		
12. 社債の発行登録制度における訂正発行登録書提出基準の緩和 (金融庁)	<p>例えば「取引先金融機関の名称変更」等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは考えにくい事項変更については訂正発行登録書の提出を不要とする等、平成16年度の早期に、訂正発行登録書の提出基準を緩和する。</p> <p>【企業内容等開示ガイドライン(平成16年12月1日)】</p>	措置済(12月改正)		

13. 社振法における「短期社債」の要件見直し (法務省・金融庁)	短期社債の発行における総額引受要件について会社法の整備の一環として廃止の方向で見直しを行い、平成 16 年度中に法案提出を行う。 (第 162 回国会に関係法案提出)	法案提出	措置	
14. 投資法人による参照方式・発行登録制度の利用の容認 (金融庁)	発行者である投資法人の情報が十分に周知されていると認められる投資証券については、発行登録制度及び参照方式の有価証券届出書を利用することを可能とするよう、所要の措置を講ずる。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成 16 年内閣府令第 91 号)】	措置済(12 月施行)		
15. S P C による発行登録制度の利用の容認 (金融庁)	資産流動化証券についても、発行登録制度の利用を可能とすることについて検討する。	検討	検討	
16. 投資法人の資金調達手段の多様化 (金融庁)	投資法人の C P の発行について、投資法人のニーズや投資家保護の観点等を踏まえた上で、検討を行い、結論を得る。		検討	結論
17. 投資信託の統合のための規定の整備 (金融庁)	投資信託の統合について、投資家保護等に留意しつつ、信託法の改正や金融審議会における集団投資スキームについての議論を踏まえ、平成 17 年度中に検討を開始する。		検討開始	
18. 有価証券届出書等の記載事項の見直し (金融庁)	近年の株式公開や上場時における株主状況の多様性等を勘案した上で、現在、上位 100 名程度の株主の氏名や住所等を記載することとされている有価証券届出書等における株主状況記載基準を緩和する。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成 16 年内閣府令第 91 号)】	措置済(12 月施行)		

<p>19. ブックビルディング等に係る有価証券届出書における申込期間の記載の明確化 (金融庁)</p>	<p>有価証券届出書様式の記載事項である「申込期間」を「申込期日又は期間」とし、所要の措置を講ずる。</p>	<p>措置済</p>		
<p>20. 公募増資の際の有価証券届出書の提出義務が発生する対象期間の短縮 (金融庁)</p>	<p>企業の資金調達の円滑化の観点から、公募増資の際の有価証券届出書提出の要否の基準となる対象期間について、現行の2年から1年に短縮する。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】</p>	<p>措置済(12月施行)</p>		
<p>21. 有価証券報告書の提出義務の緩和 (金融庁)</p>	<p>かつて有価証券の募集を行い、その後長期間にわたり有価証券を発行していない未上場・未登録会社に係る有価証券報告書の提出免除要件の拡大について、実態等を把握した上で、検討を行う。</p>	<p>検討</p>	<p>検討</p>	
<p>22. 目論見書等の電磁的方法による提供における要件の明確化 (金融庁)</p>	<p>証券取引法に規定する交付書類(目論見書等)の電磁的方法による提供が認められるための要件である 当該ホームページアドレス等の顧客ファイルへの記録、顧客が閲覧していたことの確認、については、「ホームページアドレスの記録をした旨、及び目論見書の閲覧を口頭で確認し、その会話については録音する等」の手段が可能と解されているが、法令等解釈を明確化する。</p>	<p>措置済</p>		
<p>23. 目論見書の電磁的方法による提供における記載事項維持要件の緩和 (金融庁)</p>	<p>目論見書を電磁的方法により提供する際、5年間の記載事項の維持が要件とされているが、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、当該目論見書の情報を印刷したものを郵送する方法、その他の方法によることができることとする。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】</p>	<p>措置済(12月施行)</p>		

24. 投資証券に関する大量保有報告制度の導入 (金融庁)	投資証券を大量保有報告制度の対象とすることについて、金融審議会等で平成 17 年度中に検討を開始する。		検討開始	
25. 投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し (金融庁)	過去の運用実績や評価会社の評価などの販売用資料が「目論見書と異なる内容の表示」に該当しない場合には、目論見書の交付前における使用が可能である旨を明確化するように、平成 16 年度中に措置する。【企業内容等開示ガイドライン(平成 16 年 12 月 1 日)】	措置済(12月改正)		
26. 英語での情報開示及び書類の提出の容認 (金融庁)	証券取引法に基づく開示制度については、日本語のみとされているところであるが、英語によるディスクロージャーを可能とするよう、金融審議会において検討を行い、措置する。 (第 162 回国会に関係法案提出)	法案提出	措置	
27. グローバル E T F の募集の取扱い等の届出等の際の訳文の添付の省略 (金融庁)	グローバル E T F の情報開示については、日本語のみとされているところであるが、届出時の添付書類の英語による提出を可能とするよう、投資家保護上の問題に配慮しつつ、英語によるディスクロージャーを可能とする証券取引法の改正にあわせて措置する。		措置	
28. 外国で上場されている「外国投資信託」「外国投資証券」の国内販売における規制緩和 (金融庁)	投資サービス法における議論を踏まえつつ、投資家・外国投資信託等の投資商品等に一定の条件を付した上で、外国発行者による事前届出義務及び、運用報告書の交付義務の在り方について検討し、結論を得る。			検討・結論
29. 財産の効率的運用に資するインターナル・クロス取引規制の緩和 (金融庁)	一定の弊害防止措置を講じた上で、パッシブ・ファンド等恣意的裁量の入る余地がない場合におけるインターナル・クロス取引を行う場合については、「個別の取引ごとの顧客の同意」を得るとの要件について検討を行う。		検討	